

2020年4月1日～

パートタイム・有期雇用労働法が施行されています
「同一労働同一賃金」への対応に向けて

広島労働局
雇用環境・均等室

適用 大企業：2020年4月1日～ 中小企業：2021年4月1日～

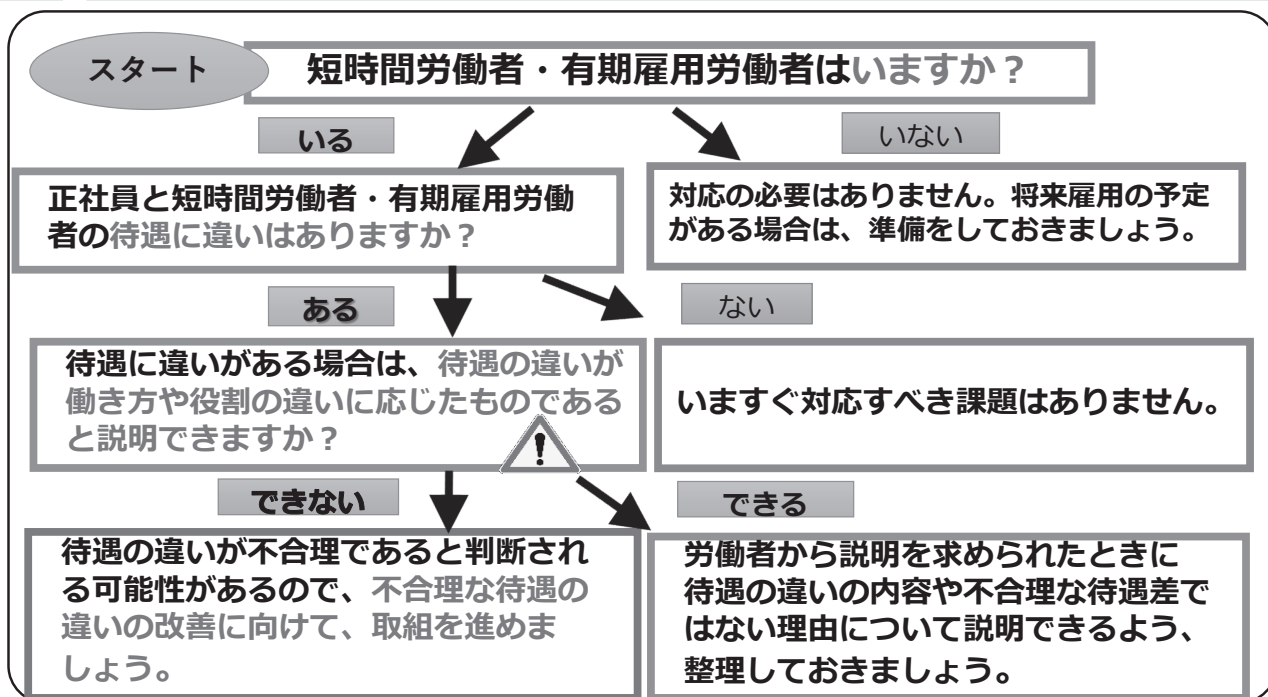
正社員と非正規雇用労働者（短時間労働者・有期雇用労働者）の間の不合理な待遇差の解消（いわゆる「同一労働同一賃金」）が求められます。

事業主に求められることは？

- ①同じ企業で働く正社員と短時間労働者・有期雇用労働者との間で、基本給や賞与、手当、福利厚生などあらゆる待遇について、不合理な差を設けることが禁止されます。
- ②事業主は、短時間労働者・有期雇用労働者から、正社員との待遇の違いやその理由などについて説明を求められた場合は、説明をしなければなりません。



自社の状況が法の内容に沿ったものか、社内の制度の点検を行いましょう！



⚠️ 単に「パートだから」「将来の役割期待が異なるため」という主観的・抽象的理由では、待遇の違いについての説明にはなりません。

- ・正社員と、①職務内容（業務の内容+責任の程度）、②職務内容・配置の変更範囲（転勤、人事異動、昇進などの有無や範囲）、③その他の事情の違いに応じた範囲内で、待遇を決定する必要があります。
- ・正社員と①②ともに同じ場合、すべての待遇について、差別的に取り扱うことが禁止されます。

中小企業の皆様へ 同一労働同一賃金に関するご相談は！

厚生労働省広島労働局委託事業 中小企業・小規模事業者等向け

広島働き方改革推進支援センター

社会保険労務士等の労務管理の専門家が無料でご相談に応じます。

(電話・訪問可)

電話：0120-610-494

所在地：広島市中区基町11-13

合人社広島紙屋町アネクス4階

(株)東京リーガルマインド広島支社内